

大洲育成園親睦会規約

(会の名称)

第1条 この会の名称は、「大洲育成園親睦会」と称す。

(目的)

第2条 職員相互の融和を図り、職員が相協力して豊かな人間創造を目指し、常に研鑽を積み明るい職場作りと育成園の進展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 この会は、大洲育成園に勤務する総ての職員をもって構成し、その者を会員とする。

(役員)

第4条 この会の役員について下記の基準を設ける。

- (1) 役員について・・・会長1名、副会長1名、幹事1名をおき、役員の任用条件としては全会員を対象とする。役員の任期は2年とし再任の際は選挙をもって決定する。会長はこの会を代表する。会長に事故あるときは、副会長が代理する。幹事は親睦会の事務を掌る。
- (2) 役員選任について・・・会長は立候補者の中から選任し、会員の過半数が認めたものを任命する。複数の立候補者により過半数の票が1人に集まらなかった場合には、上位2名による再選挙を行う。
立候補者が現れなかった場合は投票制とし、投票数の多い上位2名による選挙を実施し、過半数の票が集まった者を会長とする。
副会長、幹事の選出は、会長が指名する。
選挙は、欠員補充時及び任期満了時に実施する。

(事業)

第5条 この会の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 研修会・・・人間創造又は職務に裨益をとする会とする。ただし、大洲育成園が実施する研修旅行に併せ行う場合は応分の助成をすることができる。
- (2) 懇親会・・・融和と懇親を深める会とする。

(慶弔)

第6条 この会の会員に次の事項が生じた場合は、下記の基準により慶弔の意を表すものとする。

(職員の場合)

イ 結婚のとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20,000円

ロ 死亡したとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 弔慰金20,000円

ハ 2週間以上病気休務したとき・・・・・・・・・・ 5,000円

特例：急病又は不慮の傷害等により、重症の場合は、2週間未満であっても贈る。

ニ 火災、水害等又は重大な事故のとき・・・会員の協議により決定する。

(会員の親族の場合)

イ 配偶者の死亡・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 弔慰金10,000円

ロ 父母、女子の死亡・・・・・・・・・・・・・・・・ 弔慰金 5,000円

2 利用者の死亡の場合・・・・・・・・・・ 弔慰金20,000円

3 緊急措置を要する事態が生じたときは、会長、副会長において協議の上、処置することができる。

4 慶弔の意を表すべき事態が発生したときには、会長はこの会を代表して慶弔の意を表さなければならない。

(退職記念品)

第6条の2 職員が退職したときには次の記念品又は記念品料と花束(3,000円)を贈呈する。

号	勤務期間	記念品(料)の額
1	1年以上	2,000円
2	2年以上	3,000円
3	3年以上	4,000円
4	4年以上	5,000円
5	5年以上	10,000円

以下、1年を増すごとに1,000円を加算し、最高限度額20,000円とする。

注) 1. 在職年数に端数を生じた場合は、1年未満切り捨てとする。

2. 在職期間の計算は非常勤、日々雇用を問わず採用の日から起算する。

(会費の拠出)

第7条 正職員は毎月の給料から本俸の150分の1を、臨時職員及びパート職員は毎月の給料から本俸の250分の1を会費として納入しなければならない。

(総会)

- 第8条 総会は毎年4月に開催するを例とする。ただし、会員の2分の1以上の者から提出事案を示し請求があった場合は、会長は提出のあった日から1週間以内に臨時総会を開かなくてはならない。
- 2 総会の審議事項は次のとおりとする。
- イ 規約の改廃
 - ロ 予算、決算
 - ハ 役員の改選
 - ニ 重要な事業計画
 - ホ その他総会の審議を必要とする事項
- 3 総会は職員の過半数が出席しなければこれを開き又は決議することができない。
- 4 総会の議長は会長があたる。

(優先処理)

- 第9条 この規約に定めた事項は、大洲育成園慶弔内規に優先するものとする。

(経理)

- 第10条 この会の経理は会計年度により処理する。

(雑則)

- 第11条 この規約に定めない軽易な事件が発生し、この規約の適用範囲内と認められるものについては会長が決定することができるものとする。

- 附則 1. この規約は、昭和49年1月1日から適用する。
2. 昭和48年1月1日施行の大洲育成園親睦会会則は、この規約適用の日から廃止する。

附則：この規約は、昭和49年4月1日から適用する。

附則：この規約は、昭和55年6月1日から適用する。

附則：この規約は、平成19年4月1日から適用する。

附則：この規約は、平成27年8月1日から適用する。

附則：この規約は、令和2年4月1日から適用する。